

議案第 73 号

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、墨田
区横川コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区横川コ ミュニティ会館	東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 1 番 3 号恵比寿 N R ビル 6 F ソシオーク・テルウェル・東武 ビルマネジメント共同企業体 代表者 葉隠勇進株式会社 代表取締役 大隈 太嘉志	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日ま で

（提案理由）

墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を指定する必要がある。